

農業資材審議会第8回種苗分科会

平成20年12月12日

於・農林水産省三番町共用会議所大会議室

## 農業資材審議会第8回種苗分科会議事録

農林水産省

## 目 次

1. 開 会	1
1. あいさつ	1
1. 配付資料の確認	1
1. 議 事	
① 「重要な形質」の指定について	3
② 審 議	1 3
③ 東アジア植物品種保護フォーラムについて	3 1
1. 閉 会	3 3

## 開 会

○浅沼種苗審査室長小川座長 それでは、少し定刻には早いところでございますが、委員の先生方皆さんおそろいでございますので、早速農業資材審議会種苗分科会を開会させていただきます。

私、種苗審査室長をしております浅沼でございます。委員、専門委員の皆様方にはお忙しいところを御出席いただきありがとうございます。議事に入るまで私が進行をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日はおおむね 16 時、2 時間程度の審議を見込んでおりますので、よろしく願いいたします。また、本日、篠原委員、桃木委員、近藤専門委員、宮崎専門委員が所用により御欠席となっております。

また、八尋委員ですが、前回もお体の調子が悪いということでございましたが、6月に亡くなられたということで、いろいろお世話になりましたが、御冥福をお祈りしたいと思います。

本分科会は委員の定数 7 名のところ、本日 5 名の出席をいただいておりますので、農業資材審議会令第 7 条 1 項の規程により本分科会が成立していることを御報告いたします。

あ い さ つ

○浅沼種苗審査室長 では、分科会を始めるに当たり、農水省を代表いたしまして深井知的財産課長からごあいさつを申し上げます。

○深井知的財産課長 ただいま御紹介いただきました知的財産課長の深井と申します。ことし 7 月に種苗課長を拝命いたしまして、引き続き知的財産課長という立場にいるわけでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、第 8 回農業資材審議会種苗分科会の開催に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

委員並びに専門委員の先生方におかれましては、大変御多用の中御出席を賜りましてありがとうございます。また、日ごろより農政の推進にさまざま御協力いただいております

ことを御礼申し上げます。

今申し上げましたように、8月に政策局種苗課が改組され知的財産課が設置されました。この組織再編により、従来から担当しておりました種苗法に基づく品種登録制度と指定種苗制度の運営に加え、植物品種以外の知的財産の活用、例えば地域ブランドといったものに関する業務も含めて担当することとなりました。農林水産分野に関する知的財産の創造・保護・活用、あわせて農業生産の基本となります種苗、こういったことを幅広く担当する課となっております。

農林水産業、農山漁村を取り巻く状況がさまざまな要因で厳しさを増していると言われる中で、知的財産というのは1つの切り口でございます。これを適切に保護しながら活用していくことがさまざまな農林水産業の課題を解決するための重要な要素と考えております。

農林水産省は、昨年3月、知的財産戦略を策定いたしました。これに基づいて現在積極的にいろいろな活用を進めているところでございますが、とりわけ、すぐれた新品種というものが高品質な農林水産物、食品を生み出すために欠かせないものとなっておりますので、特色ある地域づくり、地域ブランドを進めていく上でも新品種の保護というものが非常に重要になってまいります。

本日は、品種登録の要件の区別性を判断するための重要な形質という、いわば根本的なところになりますが、これについての見直しを本分科会の御審議としてお願いしたいと思っております。農林水産省では、品種登録の審査基準をなるべく国際的に調和したものとし、見直しを進めておりました。去年2月にも御審議いただきましたが、このときは61種類について改定の御承認をいただきましたが、それに引き続いての改定ということになります。

最後になりますが、昨年度の出願数は1,500件を超えておりました。どんどんふえております。これを審査を効率的かつ迅速に行っていくためにも、今般お諮りします審査基準の見直しというものが非常に大事になっていると考えております。本日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○浅沼種苗審査室長 それでは、お手元に配付しております資料の御確認をお願いいたします。

最初に座席表がございます。次に議事次第です。それから委員の名簿でございます。

それから、資料1として農林水産省告示（重要な形質）の制定についてという1枚紙で

ございます。資料2が諮問の文書。それと重要な形質の改正（案）。新旧対照表になっているものでございます。それから、資料3として重要な形質の指定についてという1枚紙。資料4で形質の見直しについて。資料5として東アジア植物品種保護フォーラムについてというもの。それから、参考資料として審議会の関係法令。

それから、個別の今回御審議いただきます重要な形質に関して、これをもとに我々が審査基準をつくってまいります。その現時点での案をそれぞれの品目について配付しております。

不足しているものがございましたら事務局へ申しつけていただければと思います。

まず資料1につきまして、前回、2月に種苗分科会で御審議いただきました重要な形質、前回は61区分についてUPOVのテストガイドラインに沿って見直しをするということで、これから順次改正していくことになっておりますが、61区分についてUPOVのテストガイドラインにそろえたもの、そのほかを含め、重要な形質として4月1日付で告示を新たに定めております。これに伴い、同日付で旧告示は廃止しております。かなりの分量になりますので、品種登録のホームページに掲載して一般に見られるようにしております。

以上、前回答申いただいた結果についての告示の御報告でございます。

それでは、ここからの議事進行は土肥分科会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○土肥種苗分科会長 承知しました。

それでは早速議事に入ります。

まず、本日の分科会の議事及び議事録は公開といたしますので、その旨御承知おきください。

## 議 事

### ① 「重要な形質」の指定について

○土肥種苗分科会長 それでは、石破農林水産大臣から本審議会に対して12月6日付で資料2のとおり、農林水産植物の重要な形質の指定について諮問がございましたので、その内容について事務局から説明をお願いいたします。

○浅沼種苗審査室長 それでは、お手元の資料3、4につきましてスライドを使って御説

明したいと思います。

最初に種苗法の概要と運用状況から御説明いたします。種苗法につきましては、まず新品種を育成した方が農林水産省に出願をする。それを種苗管理センターで栽培試験あるいは審査官が現地調査を行いながら登録要件を満たすものについて育成者権を付与するというものでございます。育成者権の存続期間は25年、果樹等の永年性植物は30年ということでございます。

権利の内容としては、登録品種の種苗、収穫物、加工品を業として利用する権利を占有するというものでございます。実際には利用者に対して利用許諾をし、利用料をいただくという形で新品種の活用をしていく。

無断利用をした場合には権利侵害となりますので、権利侵害に対する対抗措置としては、民事請求、例えば侵害行為の差止請求とか、損害賠償請求とか、粗悪な種苗を実際に流通させたとなれば信用回復措置の請求とかができます。また、刑事罰としては、昨年の法律改正で罰則が引き上げられましたが、個人では10年以下の懲役及び、「及び」といいますのは、10年以下の懲役または1,000万円以下の罰金で、最高刑としては両方かけることができるということでありまして、それから法人につきましては3億円以下の罰金ということでございます。また、種苗の輸出入につきまして権利侵害をするようなものについては税関によって差し止めができるような仕組みもございます。

これが種苗管理センターの体制でございます。栽培試験をしておりますのが青いところ、つくばの本部、それから岡山にあります西日本農場が栽培試験の拠点となっております。そのほか八岳、雲仙。金谷農場は20年度で廃止の予定となっております。こういった体制で行っております。

保護対象とされています植物は、農林水産物の生産のために栽培される全植物ということで、UPOVの91年条約が一番新しい条約になりますが、この締約国はすべての植物を保護対象とすることとされております。実際には、種子植物、しだ類、せんたい類、多細胞の藻類、それから、きのこは学問的には植物ではないのかもしれませんが、種苗法上はきのこも植物ということで保護対象としております。これが政令で32種類規定されております。

それから、品種登録の要件でございます。これは条約で5つ規定されております。区別性、均一性、安定性、これが品種が備える要件、そして未譲渡性、名称の適切性というものでございます。本日御審議いただきますのは、区別性、均一性、安定性を判断すること

に用います「重要な形質」というものでございます。

区別性につきましては、重要な形質、例えば形状とか色とか耐病性について、丸い、赤い、強いといった特性によって明確に区別できるということでございます。それから均一性を見るに当たっても、同一世代で重要な形質に係る特性が十分類似している。要は、まいた種からすべて同じものができるということ。それから安定性、これも増殖を繰り返しても重要な形質に係る特性が全部安定している。何世代増殖を繰り返しても同じものができるということでございます。

このほか、未譲渡性ということで、出願の日から1年さかのぼった日より前に種苗や収穫物を流通させていないこと、譲渡していないことが要件となります。また、名称の適切性ということで、品種名称が既存の品種と同じであったり、登録商標と紛らわしいものであったり、誤認・混同するようなことがないようにということでございます。

重要な形質といいますのは、品種登録の要件である区別性、均一性、安定性の審査に用いられるものでありますし、品種登録の適否を判定するための要素となります。重要な形質以外の形質で差異があっても区別性としては認められない。また、UPOV条約の加盟国におきましてUPOVの指針をつくっております。それに基づいて「重要な形質」を具体化した「審査基準」というものをつくって実際の審査に使っております。

このUPOVの特性審査のための一般指針におきまして、審査に用いる形質の要件というものが定められております。1つ目が一定の遺伝子型またはその組み合わせの結果発現するもの。2つ目がある環境条件のもとで十分な一貫性・再現性があるもの。3つ目として品種間で区別性を確定できる十分な違いがあるもの。詳細な定義ができ認識が可能なもの。そして均一性・安定性の要件を満たしているもの。こういった要件をもとに「重要な形質」の案をつくっております。

最近の出願状況等でございますが、53年に現在の種苗法ができて以後、ずっと増加傾向できております。19年度は出願が1,500件を超える状況となっております。

作物の種類別に見ますと、草花、鑑賞樹が多い状況でございます。8割近くを占めている。

出願者の業種別で見ますと、4分の1は個人の育種家あるいは農家の方、半分が種苗会社というような状況でございます。

それから、我々、平均審査期間の短縮に努めているところでございます。目標としては平成20年度について平均審査期間、出願を受けつけてから登録するまでの審査期間を2.5

年に短縮するというところで鋭意取り組んでいるところでございます。昨年度は 2.9 年。16 年から 17 年にかけて出願がふえていることから長期化する傾向が見えたので、現地調査の旅費とか、システムの I T 化とか、審査官の増員とか、いろいろな対策をとりながら、出願数が増加しても審査期間を短縮できるようにということで取り組んでいるところでございます。

U P O V 条約の状況でございますが、植物の新品種の保護に関する国際的な枠組みを規定しているものでございます。具体的に加盟国は国内制度を整備するというところで、日本では種苗法というもので国際条約を実行しております。

現在の締約国は、地図の赤でかいているところでございますが、65 カ国。W T O 加盟国が 151 カ国ですから、まだまだ少ない状況であります。特に東南アジアからアフリカにかけては条約に加盟していない国が大部分を占めているという状況であります。

組織の体制として、理事会のもとに評議会とか管理法律委員会、技術委員会というものがございます。この技術委員会のもとに作業部会がありまして、農作物、果樹、草花類、野菜、こういった作業部会において各国の審査官、あるいは種苗管理センターのような栽培試験を担当する機関の担当者等が集まり、作物別のテストガイドラインを作成しております。

U P O V 同盟全体で見ますと、出願件数が 1 万 3,000 件程度まで伸びてきております。赤が権利が存続しているものということで、7 万件を超える品種が現在保護されているということでございます。出願数の上位国を見ますと、E U が約 3,000 件、アメリカ、日本が 1,400 件、これは年で切っておりますので、日本の統計の年度とは違います。2007 年の統計でございます。日本は 1,400 件。中国、韓国も急速に伸びております。

日本の出願が 1,500 件まできておりますが、その 3 分の 1、この紫色のところ、内数でございますが、外国で育成された品種ということで、4 割近くを占めるようになっております。

具体的にはオランダ、ドイツ、アメリカからの出願が多いという状況であります。

こういった背景がありまして、審査・登録事務を合理化し、審査期間を短縮していくためには、最近では複数国の出願がかなり多いということで、日本も 3 分の 1 がほかの国で育成されたものということで、先に出願された国で栽培試験が実施されているものにつきましては 2 番目、3 番目の国はその結果を使うことによって栽培試験等を省略する。そうすることによってコスト削減とか審査期間を短縮できるということで、審査協力というもの



がUPOV同盟国の中で進められております。そのためには審査基準とか栽培試験方法の調和を図っていく必要がある。

具体的に、日本は今、EUとは2年前に審査協力協定をいたしまして、現在、対象をバラの切り花、ペチュニア、カリブラコア、キクのスプレータイプ、バーベナ、さらにカーネーション、カラシコエ等へ順次拡大していくことを検討しているところであります。このための審査基準の調整とか、審査を担当する者、栽培試験を担当する者がそれぞれ技術的な交流等をしながら目合わせも行っております。それから、昨年秋に、ベトナムとは調印いたしました。また、韓国とは調印までは至っておりませんが、実質的に合意をし、キク、バラについて審査協力を進めていくこととしております。

それから、後ほど詳しい御説明をいたしますが、東アジア品種保護フォーラムがことしの7月に設置されまして、ASEAN 10カ国プラス日本・中国・韓国の13カ国でアジア地域における品種保護システムの共通基盤を構築していこう。そのための多様な協力活動を展開している状況でございます。

実際に東アジアにおける品種保護制度の整備状況ですが、UPOVに加盟しておりますのは日本のほかに中国、韓国、シンガポール、ベトナムの5カ国でございます。加盟国は、91年条約に加盟する場合には、最低15の植物を保護するところからスタートして、10年以内には全植物を保護するという義務を負っております。韓国、シンガポール、ベトナムは10年の経過措置の間で保護対象植物の拡大に努めているところであります。また、中国は1つ古い78年条約ということで、これは24種類の植物を保護することが義務づけられておりますので、今152種保護対象としておりますので、中国も鋭意対象植物の拡大に努力しているところであります。

このほか、フィリピン、マレーシアは法律があり、今UPOVに加盟するための協議を行っているところであります。また、タイ、インドネシアも品種保護制度はありますが、まだUPOVへ加盟するというところまでは至っておりません。ミャンマー、カンボジア、ラオスも制度の素案まではできているようですが、鋭意しっかりした制度として検討しているところで、ブルネイは今のところ動きがなさそうな感じでございます。

以上が背景等でございます。海外からの出願がふえている中で審査を効率的に実施していくということ、それから、東アジアの中で審査協力体制を整備していこう。このために実際に使います審査基準をUPOVのテストガイドラインに沿って見直していくことが必要となっております。

見直しに当たりましては、UPOVテストガイドラインに全くそろえる必要はございません。また、各国の実情に応じて必要とされる形質について追加していくことも全く問題ないわけでございます。例えば病害虫抵抗性のような形質につきましては、国によって発生状況が全く違いますので、それぞれの国の実態に即したものが定められています。ただ、そういったものを定めるに当たりましては、審査に用いるためには定義を明確にし、審査の一貫性を確保するための適切な手法を確立することとされております。

また、テストガイドラインを見直すに当たりましては、我々が今まで品種登録するところで区別性を見てきた形質につきましては、そこを落とすと登録してあるものが区別性が見られなくなるという形質については残すような形でチェックしております。また、実際に今審査協力を進めております欧州品種庁、CPVOとも協議しながら、日本の独自の基準については、日本ではこういった品種が出てきているんですということでCPVOの基準に入れてもらったりしながら、相互に基準の調整等も行ってきております。

今回、諮問案と一緒に、実際に審査基準とした形でない重要な形質としての是非が判断いただけないかと思ひまして、現時点での案というものもそれぞれ作物別にお送りしておりますので、本日の御意見を踏まえながら審査基準の方は内容を固めていきたいと考えております。

今回、重要な形質を見直すに当たりまして、幾つか区分をしております。1つはUPOVのテストガイドラインに沿って全面的に見直すものでございます。最近UPOVのテストガイドラインが作成された、あるいは見直されたものを優先して見直しを検討しております。ここにあります18種類でございます。

まずたまねぎでございます。たまねぎの区分につきましては、日本の「たまねぎ」と呼ばれているものと、英語ではシャロット、フランス語でエシャロットと呼ばれている小さい分球性のたまねぎも含んでおります。日本で「エシャロット」と呼ばれているものは、らっきょうを早取りしたものということで、たまねぎではございませんので、勘違いされることがないようにと思ひまして説明させていただきました。

青字で書いてあります「りん片のしまり、球の肉質」、この形質がUPOVのテストガイドラインにはないところを、日本がこれまで使ってきた実績を踏まえて追加しているものでございます。

それからアルストロメリアでございます。これは登録件数も300件を超えております。比較的多い方でございますが、このうち75%が外国出願ということで、ただ、日本でも

登録しておりますので、これまでの形質、青字の部分を追加しております。

アンゲロニアでございます。これも外国からの出願が多いものであります。青字の部分が追加しているところです。

それから、とうがらしですが、とうがらしの区分にはピーマンも含まれます。青字の部分を追加しております。特に、とうがらしにつきましては東アジアフォーラムの中で各国の審査官等の研修にも素材として使われておりますので、アジアの中で同じ目で見えていくものとして適切な作物の1つでございます。そういったこともあり、早急にUPOVのテストガイドラインにそろえていこうというものであります。

クレマチスにつきましてはUPOVに準拠した形で見直しをしております。

それから、しろうり・メロン。これは日本への出願は外国からはございません。青字の部分を加えた形で、これまでの実績を踏まえたものでございます。

きゅうりも、今のところ登録品種は日本の育成したものだけであります。これもかなりの部分つけ加えております。

ディアスキアでございます。これは基本的にUPOVのものに準拠しながら、1つ追加しております。これはすべて外国育成の品種が日本で登録されております。

デンドロビウムでございます。デンドロビウムは日本からUPOVへ提案しながらつくってきているものでございますので、日本の意見がUPOVのテストガイドラインをつくる中で反映されているものでございます。

それから、アフリカほうせんかということで今回重要な形質を見直ししておりますが、これは区分の仕方についても変えております。ことし4月に改正する前の区分は「ほうせんか」ということで1つにくくっていたのですが、前回御審議いただいたときに「ほうせんか」と「アフリカほうせんか」の2つに分けて、「ほうせんか」の方を新形式にしております。今回、アフリカほうせんかの方をUPOVの形式に合わせた形で新しく見直す。

ほうせんかの区分をニューギニアインパチエンスグループとして、アフリカほうせんか、それ以外のほうせんかを一番上でくくった形にした、3つの区分にして、ほうせんか（アフリカほうせんか及びニューギニアインパチエンスグループを除く）という形、それとニューギニアインパチエンス、アフリカほうせんかという形でしたいと思っております。特出ししたニューギニアインパチエンス、アフリカほうせんかでほうせんかは大部分を占めるんですが、一部この中に含まれないものもありますので、「ほうせんか」という大きなくくりを1つ残しておいて、ここについてはこれから中身を検討していきたいということ

で、旧形式のまま残しております。アフリカほうせんかにつきましてはUPOVの基準に準拠する形で見直すということでもあります。

次がカランコエでございます。カランコエも9割近くは外国育成品種でありまして、EUの品種庁との間でも今後審査協力を進めていく候補のものでございます。これもカランコエブロスフェルディアナについてはUPOVのテストガイドラインができましたので、そちらへそろえる。それを除くものについては旧形式のまま残して、今後さらに検討したいと思っております。

それからリモニウムでございます。これにつきましてはUPOVにそろえるものプラス6つ日本の形質を加えております。

イタリアンライグラスについては、これもUPOVにそろえる中に青字の部分を加えております。

ペレニアルライグラスも同じように日本の形質を加えております。

それからマンゴーでございますが、マンゴーも基本的にはUPOVにそろえておりますが、1つ、「果実の縦断面の形」というものをつけ加えております。日本でもマンゴーは最近1件登録されたところという状況であります。

それから、ほうれんそうにつきましてもUPOVにそろえるということでございます。日本ではまだほうれんそうは登録されておられません。

ステラについても2つ日本の基準を加えております。

ブルーベリーであります。ブルーベリーも9つほど、日本の従来使ってきた形質を加えております。

続きまして、前回61見直ししていただいたものでございますが、UPOVのテストガイドラインの改正がございましたので、エラチオールベゴニアとオステオスペルマムについて、それに合わせた見直しをしたいというものでございます。

エラチオールベゴニアにつきましては、現行がUPOVのものだった。それを改正に沿って直す。ただ、葉身の周縁の欠刻の形については日本の基準を加えるということがございます。

エラチオールベゴニアにつきましては、従来は「ベゴニア」という1つの区分であったものを4月にコダチベゴニア、エラチオールベゴニア、球根ベゴニアと3つに区分しております。今回エラチオールベゴニアについて、さらに新形式で見直すというものですが、このほかにコダチベゴニアで区分しておりましたものについては、用語の適正化といいま

すか、全体をカバーできるように、「コダチ」というのを取って「ベゴニア」という形で旧形式のまま残しながら、引き続き検討していきたいと思っております。

それから、オステオスペルマムでございます。これも外国育成品種が多いものでありますが、UPOVに沿って見直すということでもあります。

3つ目としまして、UPOVのテストガイドラインがまだ作成されておりませんが、審査の必要上から新たに審査基準を作成する。その中で重要な形質についてもUPOVの指針の考え方に沿って見直したものでございます。

アリウム・カエルレウム、カエシウム、その交雑種についてでございます。それと、らっきょう、これもアリウム科ですが、今までは野菜としてのらっきょうを審査してきたわけですが、花を見るらっきょうの仲間もございますので、らっきょうについても花としての審査ができるように見直した。それと一緒にアリウム・カエルレウム等も見直しているものでございます。

それから、用語の適正化のため見直すものということで、重要な形質そのものを見直すわけではございませんが、しっかり用語を定めることができなかつたものについて今回見直しをしたいというものであります。

シンビジウムにつきましては、赤の部分でございますが、花の縦径、横径というものを長さ、幅という形で直す。用語の使い方が不適切だったものを直すというものでございます。

これも一緒でございます。縦径、横径を長さ、幅と直す。

それから、かきにつきましては「へたの付き方」を「ていあの側面の形」とか、「へたの付き方」が2回出てきておりますので、「へたの姿勢」というような形で直しております。それから、果皮の色等につきましては完全甘及び不完全甘、次に完全渋というような形で括弧でくくっていたんですが、これは分ける必要がございませんので、これについては、それぞれ果皮の色等で統一していきたいということでございます。審査基準として使うときには区別して使っていくというものでございます。

それから、あんずにつきましては「果実の成熟開始時期」というものを「成熟始期」と直すということです。

おうとうにつきましては、「果実の大きさ」というものを果実の大きさと核の大きさの比率とするということでございます。

それから、うめの「生理的成熟期」を「成熟期」という形で言葉を直したいと思っております。

もも及びネクタリンですが、これも、核の果肉との粘着性の有無、粘着性の強弱といったところを直していくということです。

それから、その他の見直しとして、レタスにつきまして、前回、登録しているものについてはすべて形質を外して大丈夫かどうかチェックしていたんですが、出願を受けて、審査の途中にあったものについて実際審査を進めている中で、出願時の形質では区別性があったものが、新しい基準で審査すると区別性が見られなくなってしまっているものを追加する。ペラルゴニウムについては、区分の設定を見直すものでございます。

レタスについては、ことしの春にUPOVのテストガイドラインにそろえましたが、そろえる際に、下の方に赤字で書いておりましたが、旧重要な形質で「子葉の形状」というものがあつたんですが、これを取っております。しかしながら、旧形質のときに出願されたものについて子葉の形状で見なければならぬものが出てきたということで、これについて追加するというものでございます。

それからペラルゴニウムでございます。旧形質のときには「ペラルゴニウム」という1つの区分だったのですが、これを4月に見直したときにペラルゴニウムグランディフロラムとゼラニウムと区分していたんですが、この2つだけでは拾い切れないものがあるということで、「ペラルゴニウム」という大きな属としてのもの、そこから特出しでグランディフロラムとゼラニウムを出すということでございます。これについてはすべて旧のものでございますが、ゼラニウムについてはUPOVの検討が進んでおりますので、近いうちに新しいUPOVの基準にそろった形のものとして見直したいということでございます。これは区分の変更でございます。

以上が重要な形質、諮問についての内容の説明でございます。これにつきましては、種苗法の規定に基づきまして審議会の意見を聞くこととされておりますが、さらに行政手続法でも行政機関が政令・省令を定めるときにはその案について広く国民から意見・情報を募集することとされておりますので、現在、「パブリックコメント」と呼んでおりますが、一般から意見公募をしているところでございます。本日御審議いただいた内容について、さらに変更することになる場合には、また文書で御相談させていただきたいと思っております。また、告示をするに当たって法令審査の中で文言等の修正があれば、これについては事務局にお任せいただければと思っております。

以上、諮問の説明でございます。

○土肥種苗分科会長 ありがとうございます。

## ② 審 議

○土肥種苗分科会長 それでは、諮問事項について御審議をいただくわけですが、その前に、ただいまの事務局の説明に関しまして質問がございましたらまずお出しただいて、質問をいただいた後に審議をちょうだいしたいと思います。どうぞ御質問がございましたらお出してください。

いかがですか。どうぞ御遠慮なく。

特にございませんか。

前嶋委員、どうぞ。

○前嶋委員 主なものがUPOV・TGに沿って重要な形質審査基準にするということのようですけど、そちらの方が望ましいという趣旨は、審査が早くなるという意味ですか。

○浅沼種苗審査室長 新品種といいますか、区別性を見るのは、世界じゅうのどの品種と比べても区別性があるというのが大前提となっております。ですから、本来、日本にある植物だけではなく世界じゅうの植物を情報交換しながら見るというのが原則でございまして、区別性の見方についても統一的な基準を使うことによって同じ目で見られるということ、実際に一番の利点は我々の審査が早くなるということと、逆に日本の品種を外国に出願する場合にも、例えばヨーロッパに日本で登録したものを出願する場合には、ヨーロッパで栽培試験をしなくても日本の栽培試験の結果で登録できる。外国では栽培試験でも取っておりますので、料金的なもの、スピードといったものも、日本の出願者にとっても有利になってくると思います。

○土肥種苗分科会長 前嶋委員、よろしゅうございますか。

○前嶋委員 出願者にとって有利ということと、保護という権利と義務とあると思うんですが、審査基準を変えることによって、義務の方というんですか、負担が増幅する、例えば生産現場において問題が起きやすくなるのかという懸念はないということによろしいでしょうか。

○浅沼種苗審査室長 我々は基本的にはないと思っておりますが。

○土肥種苗分科会長 ほかに、いかがでございましょうか。

谷本委員、どうぞ。

○谷本専門委員 果樹のことで、今回、かきとか、ももとか、ネクタリンとか、用語の改

正が提起されていますが、そのほかのものについて用語がそぐわないのではないかと、改正の手続の場合に、果実を専門に扱っているところからの提案とかを受け入れるような体制は何かされているのかどうか、確認したいと思っています。

○浅沼種苗審査室長 正式な手続としては、「重要な形質」として定めることは審議会の意見を聞くということになっております。用語、例えばUPOVの英語で書いてあるテストガイドラインを日本語に直すときに直し方がまずいとかいうものであれば、特段の手続はないんですが、我々に御意見をいただければ、多分、重要な形質は毎年のように改正をやっていきますので、その中で適切な用語に直していきたいと思っています。特に正式な手続というのはありませんが、パブリックコメントのような形でいただく機会はあるかもしれませんが、基本的にいろいろな情報をいただければ我々は対応していきたいと思っています。

○谷本専門委員 今回見直したのも、独法の果樹研究所とかに聞かれて直したのかなと思ひまして、確認だったんですが、そういうわけではないんですね。

○浅沼種苗審査室長 植物によって、例えば飼料作物などは研究所の方にも集まっていたりしておりますし、個別に審査官からそれぞれの専門の試験場へ問い合わせをしたりしております。

○谷本専門委員 わかりました。

○土肥種苗分科会長 よろしゅうございますか。

それでは小池委員、どうぞ。

○小池委員 私も同じような内容でございまして、今回いろいろ資料を見せていただきまして、まとめられた改正案のもとになります品種別の各項目を、UPOVの英文のものをこちらで訳されている内容を拝見したんですが、幾つかの樹種で、こういうスタイルの方がよろしいかなという感じがございまして、何かのときに申し上げようと思っていたんですが、この審議会で細かいことまで申し上げてよろしいのでしょうか。それは後で。

○浅沼種苗審査室長 この場でも構いませんし、いろいろな機会をとらえていただければと思います。

○小池委員 わかりました。

○土肥種苗分科会長 御質問はほかにございせんか。

それでは、御質問も尽きたようございまして、諮問事項、ただいま説明がございましたが、御審議をちょうだいしたいと存じます。どうぞ御自由に御発言いただきたいと存



じます。

ただ、今回、野菜、果樹、飼料作物、花卉類についての見直し案が出ておまして、これらを御専門とされている委員の方がここには多数お出でになっております。したがいまして、最初に専門の委員の御意見を伺えればと思いますが、そういう形で進めさせていただいてよろしゅうございますか。

それでは、野菜、果樹、飼料作物、花卉類、そういう順番でお尋ねしたいと存じますが、まず野菜については北専門委員にお尋ねしたいと思います。

○北専門委員 ここでは重要な形質に絞るということですので、それについて少し話をしたいと思います。

まず、たまねぎでは特に病害抵抗性に関する形質が今回すべて削除されておりますが、北海道あたりですと重要なポイントになってくる場合がありますので、なぜかということをお聞きしたいのが1つであります。

○土肥種苗分科会長 たまねぎの重要な形質について、そこを落とされた理由というのを。

○浅沼種苗審査室長 まず、UPOVのテストガイドラインにそろえるというところで検討しております。それで、外的要因に対して反応して特性を発現するものについては定義を明確にするとか、測定手法についても確立することによって一貫性、再現性があるものにするとされております。こういったところで、まずはUPOVにそろえるところからスタートし、育種の状況なり出願の状況で、抵抗性を見なければ区別性が出てこないというものが出来れば、また追加していくことを検討したいと思っております。とりあえず今回はUPOVにそろえるところからスタートというふうに考えております。

○北専門委員 わかりました。

次にとうがらしですが、これは鑑賞用とうがらしは対象になっていないと考えてよろしいですか。

○浅沼種苗審査室長 鑑賞用も含んでおります。先ほど、らっきょうも花としてのらっきょうということもありますので、もし不十分であれば鑑賞用のものとして形質を加えることも検討は可能でございます。

○北専門委員 わかりました。

次にメロンですが、つる割病の抵抗性について、レースが0、1、2の3つになっておりますが、国内では0、1、2のほか1,2yという系統がありますので、その4レースに対応した定義にしておく必要があると思います。実際にそれに合わせて既に品種が育成さ

れていると思います。

○浅沼種苗審査室長 審査基準で形質を定義する中で、御意見を踏まえて検討していきたいと思います。

○北専門委員 次にきゅうりですが、審査基準の方の記載で「栄養繁殖性の品種」という記載がありますが、私が不勉強なのかもしれませんが、調べる限りきゅうりで栄養繁殖性の品種というのではないと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○浅沼種苗審査室長 トマトが種からわき芽の栄養繁殖でやるようになったということもあり、多分そういったことも想定したもの、種子ではなく栄養繁殖でというような出願があれば受けられるようにということでこういう規定があるのかと思います。

○北専門委員 将来を想定してという。

○浅沼種苗審査室長 はい。

○事務局 ヨーロッパの方では、完全雌花、そういうものを想定して加えてあるのだと個人的には思っております。

○北専門委員 わかりました。

多くて申しわけないんですが、同じ審査基準の葉身の調査対象がありますね。「調査時期等」の上から3行目。ここでは対象とする葉が「第15節についての成熟葉」となっていますが、その下段で、葉身の調査の中で「第7節以上の十分に展開した葉身」と書いてございますが、間違いではないと思いますが、15節についての葉でよければ全部15節にしてしまえばいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○浅沼種苗審査室長 原則UPOVのルールにそろえたいと思っております。特にこれでまずいということであれば検討が必要かと思いますが、原則UPOVのやり方で統一させていただければなと思っております。

○北専門委員 わかりました。

最後にほうれんそうですが、ほうれんそう自体は旧のバージョンが日本種のほうれんそうを想定して多分おつくりになっている。あるいは東洋種でしょうか。ところが、今回は西洋種に視点を置いた、現実を反映しているということになると思いますが、それは現実的でいいと思います。ただし、例えば葉の着色とか葉柄、それから早晩性、特に早晩性というのは、いわゆる硝酸、シュウ酸とって、食味とか、内容成分に密接に関係することもわかっておりますので、日本のように四季栽培する上で、生産者が品種選択をする上で非常に重要な項目になりますので、ここは落とさずに入れておいた方がいいのではないかと

と考えました。そこは御検討いただければと思います。

特性表の方です。

○浅沼種苗審査室長 現在使っている形質を残した方がいいという。

○北専門委員 この項目についてはですね。

例えばきゅうりなんか、かなり日本らしさが出された項目となっていると同じように。

○浅沼種苗審査室長、今、ほうれんそうは1つも品種登録されていない状況でございます。多分育種は進んでいると思うのですが、実際には日本でも1つも品種登録されていないところがございますので、今後日本で出願されてきて、こういった形質が必要になれば追加したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○北専門委員 はい。

以上でございます。

○土肥種苗分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして果樹について、小池委員、谷本専門委員、続いてお願いできればと思います。

○小池委員 それでは私から果樹全体的に申し上げたいと思いますが、UPOVの基準に準拠されて、また、新たに追加されている項目については問題ないと思うのですが、幾つか細かいことを申し上げたいと思います。

まず、前後いたしますが、ブルーベリーにつきましては、初めの分類のところは気になるのですが、審査基準の対象のところは野生種を中心にハイブッシュ・ブルーベリーとかサザン・ブルーベリーということで学名が記載してございますが、いろいろな分類方法があると思うので、UPOVの場合こういうふうになったということで判断できるのですが、最近、ハイブッシュ・ブルーベリーと、ラビッドアイ・ブルーベリーと、サザン・ハイブッシュ・ブルーベリーという大きな3つのグループ分けで品種が育成されておりました、その中にサザン・ブルーベリー種ということで *Vaccinium* オーストラレーという種が入っているのですが、一般的にはサザン・ブルーベリーという分類をせずにハイブッシュ・ブルーベリーの中に *Vaccinium corymbosum* とおーすとられーは含めているパターンが多いんですね。

むしろ種間雑種として育成されたサザン・ハイブッシュ・ブルーベリーというのが最近注目されておりました、その中にたくさんの品種が育成されておりますので、読まれた場合に、品種であれば問題ないと思うんですが、野生種としては *Vaccinium darrowii* という

系統の血が入った雑種でサザン・ハイブッシュ・ブルーベリーというのが、多分今後も出願が多くなると予想されますので、その辺、御検討いただければと思います。

これは区分けだけの問題でして、いろいろなやり方がありますので、ただ、「サザン・ブルーベリー」という言い方は最近一般的ではないんですね。むしろサザン・ハイブッシュ・ブルーベリーということで、暖地向けのブルーベリーが雑種の中に改良されて、その中にいろいろな品種が次々と育成されておりますので、その辺をどう考えるかということになると思います。

もう1点、ブルーベリーの項目の中で果実の色の問題ですが、いわゆる果粉の程度、bloomの程度と果皮の色というところで、細かな調査項目を見ますと果皮の色はbloomを全部取り外してしまった果皮の色ということで判断するんですが、一般的に品種の区別性を考えるとき、bloomのままの状態で果実の外観を見るのが一番やりやすいんですね。例えばブルーベリーだと、light blueとか、dark blueとか、いろいろ判断基準として行われていまして、UPOVの基準にそれがない場合に、果実の外観というのを、bloomを取らない色の状態を入れておくと、非常に調査のときに区別性が明確になるという気がいたします。

もう1点ですが、ブルーベリーの場合は果実の糖度とか酸度という表現は。

○浅沼種苗審査室長 形質の36番、37番です。

○小池委員 ちょっと気になりましたのは、おうとうとかもも・ネクタリンの項目では甘み、酸味という表現になっておりますね。UPOVの判断でいいますと、どういうふうに訳すかという問題だと思うんですが、ももの場合は糖度、酸度を測定して表現は「甘み」、「酸味」というふうになっておりますが、ブルーベリーの場合は食味で糖度、酸度というふうになっているんですが、測定した場合が糖度、酸度じゃないかなという気がするのですが。食味だと甘みがどうだとかいう観察調査ということになると思いますから、その辺のところをどういうふうに統一するかという問題があると思います。

あと、かきの21の項目ですが、果実の縦断面と横断面とありますが、調査の内容を見ますとgeneral shape in lateral viewですから、断面ではなくて側面の形態なのではないかと思うんですが。横断面はいいのですが、縦断面の場合は、断面として見ていないのではないかと思うんですが、その辺、御検討いただきたいと思います。

これが気になりましたところでございます。

○土肥種苗分科会長 ありがとうございます。

○浅沼種苗審査室長　まずブルーベリーの分類でございますが、これは、これらの交雑種を含むという形でくくっております。ブルーベリーとか、審査基準で見る植物を規定する仕方が、かなり交雑が進んだりしていて難しいところもありまして、このところは検討が必要な面もあろうかと思いますが、基本的にはブルーベリーは全体、ブルーベリーを入れるように、交雑種を含むという形で整理して広く見たいと思っております。

○小池委員　ちょっと気になりますのは、「サザン・ブルーベリー」という表現が余り使われていなくて、「サザン・ブルーベリー」と言いますと、見た人はほとんど、サザン・ハイブッシュ・ブルーベリーというのが一番ポピュラーですから、間違ってしまう可能性があるんですね。

その辺のところをどういうふうにかんがえるかなんですが、一応「雑種」という中に入りますので、トータル的には含まれますから問題はないと思うのですが、初めの分類のところ、いろいろな方法がありますので、余り細かなことは必要なければそれでいいと思います。

○浅沼種苗審査室長　一応は全体を見られるようにという整理でございます。

果皮の色というのは。

○小池委員　果面全体が bloom で覆われてしまいますので、bloom の多少というのはあるんですが、多いか少ないかだけの表現になってしまうんですね。ただ、それがついた状態で外観を見ますと、非常に明るい色か、中間的か、ダークかというので区別は非常に明確にできるんですね。それを全部取ってしまってもアンダーグラウンドの色を見ますと、余り区別性がない場合が多いものですから、一番適切に見られるところを全部取ってしまった判断ですとちょっと弱いのかなと私は感じるのですが、もし加えられるものであれば。

UPOVの判断がそういうふうになっても、プラス独自の形態として。

○山口課長補佐　今の御指摘の部分については、ブルーベリーを、まず bloom の量の多少という要素と、bloom を取り除いた段階での果皮の色の違い、2つの要素に分けて見ているということで、委員の御指摘は bloom があると区別性が判断しやすい。総合的に判断した方がいいという御指摘だと思うんですが、要素を2つに分けて見るという形で基準をUPOVがつくっているのをとりあえず踏襲させていただいているんですが、もし不都合があるようでしたら、また検討させていただければと思います。

○小池委員　それはそれでいいと思いますが、区別性を明確にするとして、独自の基準としてつきたままの外観というのを入れておくと、区別性を調査するときにしやすいかなと

考えただけです。以上です。

○山口課長補佐 ブルーベリーの糖度と酸度の点についてでございますが、ネクタリンでは甘み、酸味ということで表現している。そうは言いながらも、今すべての現地調査については計測して、基準の中では観察あるいは食味となっておりますも測定するような形で調査をしているということございまして、できれば「糖度」、「酸度」という用語をそのまま使わせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○小池委員 別に構わないんですが、整合がなかったものですから、どういうふうに分けるのかなということだけです。

○山口課長補佐 用語の整合をきちっととった方がいいということございましてか。

○小池委員 そう感じましたので。

○土肥種苗分科会長 それから、かきの。

○浅沼種苗審査室長 訳し方について検討させていただきます。形質としてはこれを使わせていただきますが、翻訳の仕方がまずかったかもしれませんので、それについては検討させていただきます。

○土肥種苗分科会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして谷本専門委員、お願いいたします。

○谷本専門委員 去年、余裕がなくて全然見ていなくて、「特にありません」と言った手前、ことは十分見ました。細かいことも見たと思います。

デンドロビウムという資料の一番後ろにブルーベリーがありましたが、4つ前にマンゴの審査基準の案がございます。そこを見ていただいて、気づいたところを言わせていただきたいと思います。

まず、この資料の1ページのⅢの調査時期等の(c)で、「成長した果実とは、収穫期の果実である」と書いてあるのですが、外国では多分、加工用に使いますので早い時期にとるのだと思います。しかし日本の場合はほとんど、「完熟マンゴー」と言いますが、完熟するまでネットで覆っておいて、ぼとりと落ちたところを収穫するのが一般的なんですね。ですから、「成長した果実とは、収穫期の果実である」というのはそぐわないところがあるのかなと思います。

では外国で言うところのそれはどこを指すのかというのが後の方に書いてありますが、「核の周囲が色づき始める時期である」と書いてあります。「核」といいますと種のところというわけで、切らないとわからないと思います。「成長した果実」ということを調査

をするときに、たくさん切らないといけないことになりますので、外観で判断できるような指標はないのかというところを考えていただけないかと思います。

それから、「成熟した果実」という表現は形質番号の 54 に出てきますが、ほかにも「完熟した果実」と、今言いました「成長した果実」と、3つの表現が出てきますが、「成熟した果実」についての定義がありませんが、成熟したものと完熟したものとどう違うのか、細かいですけど、別物なのかどうかお聞きしたいと思っておりました。

それから、この資料の 5 ページですが、形質番号の 18 番に「花穂の一次分枝の数」ということで出てまいります。定義のところ「開花盛期の花穂の一次分枝の多少」ということで、図も示されていますが、マンゴーの花というのは下の方は分枝がはっきりするのですが、頂点の方はわさわさしていて、どれが分かれているのかわからないのですが、そこをどう判断するのかなと思いました。ただ、状態が小・中・多ということで、見た目でもいいのだということで、感覚でいいのであればいいんですが、数えろとなったら、一次分枝がどこまでなのかというときに困るなと思いました。

それから、11 ページですが、形質番号の 57 番に「開花始期」と書いてございます。ここで「開花始期」が何なのかというところですが、「第 1 花が開花した花穂が全体の 10% に達した時期」と定義されております。うちの果樹試験場、長崎でございますが、試作としてマンゴーをつくっておまして、その担当にも見ってもらって話を聞いたところ、「第 1 花って何」と言われたんです。時期なのか、第 1 番目に花が咲いたことなのか判断しにくい。もし「第 1 花」という場所があるのであれば、それを図示してくれないとわからないよ。1 番咲いた花という話であっても、結構だらだら咲くし、どれが第 1 花かよくわからないよという話がありまして、もっとアバウトな表現ではだめなのだろうかという意見です。

それから、この中に花の色ということは入っておりませんが、区別性を、ここに載っていないと品種にならないということで、もちろん成長過程によっても少し色が違ってくるということですが、花の色は品種によって大分違う点もあるので、入れられないのかと思いました。ただ、UPOV に合わせてあるということで、余計なものを入れますとそれだけ調査項目も煩雑になりますし、長崎では育種していませんが、よそで育種されているところが重要だと言われるかどうか関係するのかなと思っております。

もう 1 つ、ブルーベリーですが、先ほどいろいろお話が出ましたが、最初に説明していただいた資料の中で新旧対照表がございましたが、表は縦書きで種苗法第二条の改正後と

改正前が書いてある資料の 28 ページで、旧のところにブルーベリーは挿し木の難易も入っていましたが、今回のUPOVに合わせているものについては入っていません。ブルーベリーは挿し木で繁殖するのが通常のやり方で、現地ではしているのですが、ふやしやすいかどうかというのは私たち使う方とすれば重要かなと思っています。

それから、脱粒性というところがありますが、これも今回の見直しでは入っていないのですが、生食で使う場合、脱粒性が余り高くない方が、ぼろぼろ落ちてしまわないので、いい状態でとれるのかなと思って、これも大事ではないかと思ったのですが、これについては、群馬が育種の中心の地域のようなのですが、そういう地域がどう判断するか考えていただいて、使う方としてはどっちも欲しい情報ではあるのですが、育種の重要形質についてどうなのか、中心的なところに聞きながら考察していただけないかと思いました。以上です。

○土肥種苗分科会長 どうもありがとうございました。

それではお願いします。

○浅沼種苗審査室長 マンゴーの、収穫期とか完熟期とか、言葉の使い方に整理がついていない面がありますので、また、日本の収穫の仕方、栽培の仕方にも外国と違う面がありますので、審査基準の中で、まだ検討の途中でございますので、御意見を踏まえて、「開花始期」等も含めて、言葉の使い方、定義の仕方について検討していきたいと思います。

花の色について重要な形質に入らないかということですが、これも、日本ではマンゴーはこの間1つ登録になったところがございますので、基本的にはUPOVにそろえるところからスタートしながら、今後の出願の動向等を見ながら、りんごとか、花の色が入っているものもありますので、入れることについて検討していきたいと思います。まずスタートはUPOVになるべくそろえるところからしていきたいと思っています。

それから、今回、ブルーベリーも日本で育種したものの登録も大分ありますので、それで使ってきた形質についてはUPOVのものに追加するようにはしておりますが、今のところ挿し木の難易とか脱粒性というものは特に区別性の判定で使ってきていませんので、今後そういうものも判定に使う必要があれば追加を検討していくようにしたいと思いますが、基本的にはUPOVにそろえて、あとは日本で今まで使ってきた基準を加えていくことにしたいと思います。

○谷本専門委員 ありがとうございました。

○土肥種苗分科会長 それでは、飼料作物については近藤専門委員がお出でになるのです



が、本日欠席されておりまして、コメントをちょうだいしておりますので、コメントについて事務局から御報告いただければと思います。

○浅沼種苗審査室長 近藤委員から、事前に資料をお送りしたのものにつきましては特につけ加えたりする希望はないということで、この案どおり、問題ないと思いますというコメントをいただいております。

○土肥種苗分科会長 ありがとうございます。

それでは花卉類につきまして、小竹委員、神田専門委員、順にお願いできればと思います。

○小竹委員 小竹でございます。

花の場合ですと、海外で育種されたものを日本でということが多いので、UPOVにそろえていただくのは非常にありがたいことです。

それともう1つ、最近ですが、輸出入にかかわる植物検疫で、物を送るよりも種でとか、フラスコでとかいう形で輸出を考えている生産者が非常に多くありますので、この場面でお願いでいいかどうか判断に迷いましたが、主にEUとアメリカですが、審査協力の実施状況の中で何種類か出ていましたが、この辺の品目について拡大をお願いできたらな。特にシクラメンとか、ハイドラランジャーとか、日本で知的財産を海外に売ってある程度商売になるものがございますので、その辺、よろしくお願ひしたいと思います。

重要な形質についての内容については、ヨーロッパの方は合理的ですので、私たちが耐寒性なんか必要よねと思っても、向こうでは「いいか」と切る場合もありますので、その辺は合わせていただいて、あとは私たちが育種する中で承知する形質だと思っていればいかなと思いますので、このとおりで結構だと私は思いました。以上です。

○土肥種苗分科会長 ありがとうございます。

それでは、続けて神田委員、お願いいたします。

○神田専門委員 神田でございます。まず重要な形質について1点、それと、形質の測定法について2点気がついたことがありますので、その点について述べさせていただきます。

本日いただいた資料の21ページ、アンゲロニアでございますが、これは花壇などに最近栽植されておりますが、種類によって、せん毛が密生して茎がべたつくものと、べたつかない、多分改良されたものだと思いますが、そういうものがあります。実際それを栽培して、べたつくとか、べたつかないということは割合重要な形質だと考えておりますが、この点について教えていただきたいと思ひます。

続いて、それぞれの重要な形質についての測定法ですが、20 ページのアルストロメリアで、この草丈について、測定する時期について細かい記載がないので、花が咲き始めと花が最盛期を迎えている時期と草丈はかなり異なると思いますので、測定法についてどのようにしたらよろしいかということが1点です。

もう1つ、32 ページのリモニウム（旧スターチス）であります。形質番号 42 番の開花始期、開花始めの時期についてですが、それについても測定法の細かい記載がないので、測定する場合に、開花日をいつとするかということで迷う場合があると考えられますので、どのように考えたらいいかわかりませんでした。

以上、私の気がついたところは3点でございます。

○土肥種苗分科会長 どうもありがとうございました。

それではお願いいたします。

○浅沼種苗審査室長 まずアングロニアでございますが、これは今のところ日本での登録 21 件中 20 件が外国からの出願ということで、その中でも日本の使っているものを幾つか入れてはおりますが、基本的には今の段階ではUPOVになるべくそろった形でというふうにさせていただいております。

特に、茎のべたつきといった区別性を判定するための形質としてどういう形質が適切かとか、それが十分な一貫性、再現性があるとか、はかり方といったものも検討していく必要があると思いますので、必要性がある段階で測定方法も検討して加えるようなことを検討していきたいと思っております。現段階ではこの案でスタートさせていただければと思います。

アルストロメリアの草丈ですが、審査基準の3ページの草丈、形質番号1番になりますが、「第1花が咲いた時の」としてありますが、定義が不十分ということであればもう少し表現を工夫していきたいと思いますが、基本的には、各形質のところでは調査時期等を指定していないものについては、1ページ目の調査時期というところで全般についての調査時期を規定してありまして、満開時に十分発達した代表的器官について調査する。形質のところでは調査時期が書いてあるものについてはそこに従うということで、草丈については「第1花が咲いた時の」としているところであります。

また、リモニウムについてですが、形質番号 42 番の開花始期の定義で、「全株数の 50 %が開花した時期」としてあります。これは具体的には各株の最初の花が咲いたときがその株の開花始期ということで、それが調査株全体の 50 %に達した時期をその品種の開花

始期の特性というふうに判定しているところであります。御指摘を踏まえまして、審査基準の定義の仕方につきましては今後工夫していきたいと思えます。

○土肥種苗分科会長 よろしゅうございますか。

御専門とされておられる委員の御意見を一通り伺ったわけでございますが、他の委員から、これまでの質疑等々をお聞きになられまして御意見等がございましたらお出しただければと存じますが。

あるいは、先ほどの専門員等々の御質問に漏れなく回答しておりましたでしょうか。落ちていたらいかんので。

例えば成熟と完熟が違ふとかいうことがあったと思うのだけれど。

○浅沼種苗審査室長 成熟、完熟、言葉の使い方が、英語を直すときにうまく訳せていないところがあったりしますので、再度見直しをしたいと思います。適切な訳し方があれば御指導いただきたいと思えます。

○土肥種苗分科会長 本日は、重要な形質として先ほど事務局から説明がありましたように、18 プラス2 プラス3でしたか、それぞれについてこういう重要な形質でいかどうかというところが一番重要なところでございまして、それに基づいて審査基準ができるわけございましょう。もっとも、先ほどの説明を聞いておりますと、審査基準を受けて重要な形質を追加することがあったりするものですから、どちらを先に議論すべきかというのはあると思えますが、御質問、御意見の中にあつた審査基準につきましては、この後でおやりになることとなりますので、貴重な御意見を受けて、慰労なく事務局で審査基準の取りまとめに当たっていただきたいと思えます。

そういうものを受けたり、今後出願の状況で、御意見にありましたような重要な形質についてこういうものを見たらどうか、あるいは従来のもを置いたらどうかというようなことがあります場合、聞いておりますとその段階で見直していい、こういう審議会を開いて見直していいということでございまして、事務局から提案がございました、今回は基本的に国際基準でやらせていただきたい。国内的な追加については慰労なく今後対応させていただきますと一貫して説明していたと思えますので、委員におかれまして、そういう基本的な考え方でよろしければ、諮問についてはそういう形で答えていきたいと思えますが、皆さん、いかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。

野原委員、どうぞ。

○野原委員 私の立場としては、種苗会社でございますので、出願登録する立場で、基本的な重要な形質というのはUPOVにそろえていただいて、なるべく審査期間を短くということで、2年半というのはすばらしいなと思っておりますので、これで結構かと思いません。

我々の立場としますと、消費者のこととかいろいろ考えて新奇性を持って、なるべくここから外れたようなものを育種したいとか、いろいろあるものですから、その時々でスムーズに御審議いただいて追加していただいたり、出品材によって迅速な対応をしていただくというのが大変望ましいことだと思っております。以上です。

○土肥種苗分科会長 ありがとうございます。

今の点、迅速に。

○浅沼種苗審査室長 今、審査基準の見直しをして、新しい審査基準で栽培試験したものについてはヨーロッパ品種庁と交換しようということで進んでおりますので、我々、ことしが2.5年の目標年度なので、まずそこを達成し、引き続き、出願が増加する中でも2.5年が長期化することのないように頑張っていきたいと思っております。そういった意味で、今回の重要な形質の審査基準についても国際的な基準にそろえていきたいと考えております。

○土肥種苗分科会長 ありがとうございます。

山岸委員、どうぞ。

○山岸専門委員 国際基準にそろえるということに反対は全くないのですが、1つだけ私の勉強のためにお聞きしておきたいんですが、日本で現行の基準については、かなり環境耐性のような、耐暑性とか、耐寒性とか、越冬性とか、耐雪性とか、そういうのが入ってきたわけですね。それがほとんど消えてしまうことになるのですが、例えば耐寒性のみを特徴とした品種登録とかいうのは今まではなかったと思ってよろしいのでしょうか。

○浅沼種苗審査室長 例えばコシヒカリのBLシリーズのようなイモチ病抵抗性のレースが違うというようなものはちゃんと抵抗性のところで見えるようにしておりますが、実際に外観等ではかれる形質等であればそこで見ておりますので、環境耐性みたいなものはかなり調査が難しいものもありますので、基本的には一般的な形質で区別性がとれればいいと思っております。そういうところはすべて一緒に、病害抵抗性だけが違うといったものが出てくれば、そのときに調査方法を含めて検討して必要な形質に追加していくというふうにしたいと思っております。

○土肥種苗分科会長 重要な形質について、耐病性とか耐寒性とか、そういうところで区別性がとれるような出願があった場合には迅速に対応できるということですね。

○浅沼種苗審査室長 はい。

○土肥種苗分科会長 そこはお約束いただかないと、国際基準にそろえるという基本的なスタートのところで御了解が得られないと思いますので。

ほかに、いかがでございましょうか。

増野委員、どうぞ。

○増野専門委員 ことしの2月の会議を欠席しておりますので、そこで話が出ていれば大変申しわけないのですが、重要な形質を審議するのが大きな仕事だと思うのですが、その裏づけになるのは最終的な審査基準というものがあるということですが、既にこういう冊子が、完成品ではないのですが、できつつあるという状況だとすると、重要な形質の審議というものと実際の作業が並行して行われていると思わざるを得ないんですが、どんな手続で、言ってみれば審査官の皆さんがそれぞれ勉強されてつくられているのか、その辺の概要を教えてくださいというのが1つです。

それから、私は専門はきのこなものですから、きのこというのは、先ほど植物ではないけれども一応植物とみなすという話があったように、非常に特殊な分野でございまして、一番最初に前嶋さんの御質問もあったと思うのですが、余り国際的ではないといいますが、日本にしかないものを無理やり国際的なものに合わせよう。農家の皆さんがよくわからないという混乱を恐れる。国際化すること自体に異論はございませんが、そのあたりのところを、ここで言うのが適切かどうかわかりませんが、御配慮いただきたいということを申し上げたいと思います。

○土肥種苗分科会長 ありがとうございます。

それはもちろん非常に重要な点ですので、お願いします。

○浅沼種苗審査室長 まず審査基準のつくり方、既に日本は30年間やってきていますので、審査基準がほとんどの植物はできているんですが、それでも、海外から珍しい草花とかが来ております。そういった出願があった時点で審査基準を検討するというやり方と、今回はUPOVのテストガイドラインがつけられているものは240種類ぐらいの植物でありますし、きのこもそんなに多くない。日本は三十幾つ保護対象にしていますが、まだ審査基準をつくっていないものもありますが、日本がきのこの分野では進んでいる方だと思いますが、各国の審査官がUPOVの基本的な指針というものに基づいて、どういう形質

が遺伝的形質として一貫して発現するか、専門家の御意見なり育種家の御意見を聞きながら形質を選んで審査基準の形に仕上げるものと、各国の審査官が、こういったものについて今後UPOVのテストガイドラインとしての審査基準をつくっていこうという形で毎年集まり、また、集まる前には情報交換しながら、リーダーになる人を決めて、その人のもとに意見が集約されて、皆さんが集まる会合の場で実際に議論をするという段取りを踏むものがあります。

今、メジャーな植物についてはどんどんUPOVのテストガイドラインができています。ところでありますが、まだ240ぐらい。そのうち、日本の審査基準があるものは170ぐらいになりますか。今回60プラス30ぐらいつくりましますので、半分ぐらいはUPOVのテストガイドラインがあつて日本にも出願があつた実績があるものが国際基準にそろえていくことができます。

逆に、三百幾つは日本には審査基準があるけれども、国際的なテストガイドラインがない。それについては日本から、こういったものを国際標準にしたいということで提案しながら、それを検討に乗せようということがそれぞれの作物ごとの作業部会で決まりますので、日本にしかないようなものは、国際的な検討の場にも上がるのが難しいところがありますが、各国、こういったものを今度テストガイドラインをつくったらどうかと提案し、リーダーになる場所を決めて、関心国がそれについては我々も意見を言うといったことで、意見を集約しながら2年か3年ぐらいかけてつくっております。

ですから、基本的には国際基準にそろえると言いつつも、日本のものを全部国際基準にそろえることはできませんので、まず国際基準があるものからそろえていくということと、ないものについては日本の考え方をどんどん海外に提案していこうと考えております。

それから、日本にしかないものが国際基準になると影響があるのではないかとありますが、日本にしかないものは国際基準が余りないので、逆に日本で独自の基準、基本的な考え方はUPOVの考え方に沿っていますが、日本は日本でつくっていますし、日本の農産物を海外に輸出していこうという動きも活発化していますので、そういったものを各国に提案しながら、各国の保護対象に加えていく。そのときには日本がテストガイドライン、審査基準を持っていれば各国でも速やかに審査に入れますし、しっかり権利が守れるようになるかと考えておりますので、混乱ということはないと思いますし、海外へどんどん出ていくときには、国際的な基準にそろって海外でもきちんと保護されるような下地ができていく方がいいのではないかと考えております。

○土肥種苗分科会長 あと、パブコメ等を受けて審査基準をつくっていく課程について御質問が出ていたんですが。

○浅沼種苗審査室長 審査基準をつくる課程は、まず審査官が、新しい出願品種が出たときには情報収集したり、種苗管理センターの栽培試験の担当の方でつくったりしますし、その際には、この植物は日本にはこの人しか育種している人がいないというものが出願された場合には、その人のところでほかの品種とかいろいろ比べながら、こういったところを見ると区別性がきちんと見られるのか、形質を整理したり、試験場の先生とかに情報収集しながら、案をつくりながら磨いていくという形です。

○土肥種苗分科会長 審査基準はパブコメに出さないんですか。

○浅沼種苗審査室長 審査基準自体はパブコメにはなっていないです。重要な形質の段階でパブコメになっていますが、基準自体はパブコメにはなっていないです。

○土肥種苗分科会長 できれば、将来はなされた方がいいと思うんですけど。

○山口課長補佐 追加してもよろしいですか。

○土肥種苗分科会長 どうぞ。

○山口課長補佐 先ほどの委員の御指摘の中で、土肥座長からもあったのですが、基準が先か、重要な形質が先かみたいなどころがあるというお話ですが、新旧対照表を見ていただきますと、例えばたまねぎをごらんいただくと、これまでの重要な形質のくくり方と、今回御審議いただいている重要な形質が非常に違っているのが一目瞭然だと思います。

2月以前にあった重要な形質は、大きなグループで、植物の特性をこういうグループのところで見ますよという形で御審議いただいていたんですが、2月に御審議いただいたものからは、個別の細かい形質をきちんと告示して、こういう部分で見ますよという形に告示のスタイルを変えたんですね。

そうしますと、具体的な基準をある程度想定しながら重要な形質をつくっていく。まさしく土肥座長がおっしゃったように、一体になってつくっていかないとできないような形になっておりますので、ほぼ並行して検討していくような形に、2月に諮問をいただいた部分から変わりつつあると御理解いただければと思います。

○土肥種苗分科会長 ありがとうございます。

かなり時間をかけて皆様の御意見をちょうだいしたと存じますが、よろしゅうございますか。

それでは、諮問に対する答申案というものを考えなければならないわけですが、皆様の

ところに文案が届いたと存じますが、答申文として考えておりますのは次のとおりでございますので、室長から読み上げていただければと思います。

○浅沼種苗審査室長 種苗法第2条第7項の規定による重要な形質の指定について(答申)でございます。「平成20年12月3日付け20生産第5139号をもって諮問のあった標記の件については、妥当であると認める。」ということでいかがでございましょうか。

○土肥種苗分科会長 今の文案で考えておりますが、委員の皆様、いかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。

ありがとうございます。皆さんの御意見をちょうだいして、異議がないということでございますので、そのように進めさせていただきたいと存じます。

ほかに、事務局からこの件について、今後の取り扱い等について説明がございましたら補充をお願いします。

○浅沼種苗審査室長 本日、各委員からいただきました重要な形質の追加につきましては、今後必要に応じて追加を考えていくということで整理させていただきました。ありがとうございます。

また、審査基準につきましても、言葉の定義ですとか、翻訳の仕方等、いろいろ不備もありました。これにつきましては、重要な形質の告示と並行して中身を詰めて、細部を精査していくことにしておりますので、いろいろな機会をとらえて御意見をいただければと思います。これから細部を詰めていきますので、しっかりしたものにしていきたいと考えております。

それから、谷本専門委員からいただいた短果枝については、確かに用語の使い方を直した方がいいかと思っておりますので、これも含めて次の告示改正のときには直すようにしたいと思います。

そのほか、今パブリックコメントをかけておりますので、そういった御意見も踏まえながら、もし変更するところが生じれば委員の先生方にも御連絡しながら、来年の春ぐらいには重要な形質の改正の告示ができるように作業を進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○土肥種苗分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただくということでございますので、事務局からいろいろ御質問等、御協力を仰ぐことがあろうかと思っておりますが、その際はよろしく願い



たします。

### ③ 東アジア植物品種保護フォーラムについて

○土肥種苗分科会長 次に、課長からフォーラムについての御説明をちょうだいしたいと思います。

○深井知的財産課長 それでは、資料5をごらんいただければと思うのですが、東アジア植物品種保護フォーラムという案件でございます。これについて御紹介したいと思います。

今、東アジアにおきましてUPOVに加盟している国、日中韓のほかシンガポール、ベトナムということで、まだ国際的な統一的な考え方というのが十分でき上がっていないことを念頭に置きまして、東アジアの植物品種保護についてなるべく共通理解の場をつくっていこうということを目指して、フォーラムというものを日本側、農林水産省の提唱により、各国の賛同を得て設立したものでございます。

その内容について御紹介したいと思います。目的としては、まずは相互理解。それぞれの国で、UPOVに加盟していない国も品種保護の重要性について認識を深めながら独自の制度をつくり始めている状況がございます。したがって、各国の制度とか、その制度がどうしてそういう制度になっているか、生産者を含めたさまざまな状況、背景を認識するといったこと、それから制度運営上の経験、気象条件も違いますので作物の状況も違って来るわけですが、そういった経験について相互に理解していく場をつくっていこうということでございます。

それから協力促進の場ということで、お互いの制度運営の能力を向上していくために、研修会をやったり、専門家を派遣したり、研修生を受け入れたりする能力向上の協力をしていこう。それから、審査・登録業務の合理化ということで、可能な場合は審査結果の報告書を交換したりして、審査業務・登録業務をなるべく合理化して短時間化していくことを目指していきたい。それから適切な権利行使。これは、既に育成者権が存在している場合はお互いにそれを侵害しないように配慮しながらやっていく必要がありますが、これについての情報交換とか、適切な措置を求めていくといった場に使っていききたいということでございます。

それから、(3)が最終的な目的ですが、制度整備。調和ということで、各国制度の整備

・調和を段階的に促進していく。基本的にはU P O Vの体制への参加を目指していくことを将来的な目標に掲げていきたいと思っています。各国の事情がございまして、すぐにはなかなか難しいんですが、将来的にはやっていきたいということでございます。

それで、第1回会合をことしの7月に東京で開催いたしました。参加国はA S E A N 10カ国プラス日・中・韓の政府関係者ということで、政府間会合としてかなり規模の大きなものとなっております。

第1回会合では、さまざまな協力内容について各国から御提案があったほか、議長サマリーということで、このフォーラム、国際多国間協議の場ですが、こういったフォーラムを今後どう運営していくのかということについて文書で合意をする努力をいたしまして、合意ができました。それで、各国持ち回りで、次回は来年4月ごろ、中国がみずから主催することになっておりまして、活発な国際協力が進みそうな状況になっております。

最初のページの一番下の(3) 協力活動のイメージ。実際にこのフォーラム、国際協力の場で何をしていくのかということでございますが、先ほど申し上げました制度運営能力の向上のための専門家派遣、受け入れのほか、例えば情報共有のためのプラットフォームとしてホームページを用意したり、日本だけではなくて、それぞれの国で一般の方を対象としたシンポジウム、あるいは審査官を対象としたトレーニングコースといったものを開催していく。各国の主催であり、専門家派遣は日本なり韓国からの負担で派遣していく。そういった協力をしていくことを考えております。

この会議にU P O V事務局とかA S E A N事務局からの出席もございまして、国際的な調和の雰囲気がかもし出せておりますので、今後、フォーラムというプラットフォームが進展していきますと、東アジアの育成者権保護のしっかりした対応が実現していくのではないかとということで、農林水産省としても一生懸命フォローしていきたいという状況でございます。

駆け足ですが、以上、御説明でございます。

○土肥種苗分科会長 ありがとうございます。

今御説明のあった東アジア植物品種保護フォーラムについて、何か御質問、御意見がございましたらちょうだいしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

特にございませんか。

日本が中心になってこういうフォーラムをつくるというのは非常に結構なことだと思っておりますので、ぜひ東アジア全体の地域において協力体制を含めた保護制度ができる、

あるいは検討の場ができるということでございますので、途中でいつの間にかということのないように、継続的にやっていただければと思います。

それでは、本日用意いたしました議事としてはそういうことで、重要な形質について決定する際にちょうどした御意見は、今後の告示あるいは審査基準といったものとの関係で反映をしていくと先ほど説明がございましたが、本委員会においても次の場で報告を受けることができればと思いますので、よろしく願いいたします。

一応予定としては終わっているんですが、事務局から何かありますか。

○深井知的財産課長 私から一言よろしいでしょうか。

○土肥種苗分科会長 お願いします。

○深井知的財産課長 分科会長、どうもありがとうございました。

先生方、どうもありがとうございました。

本日いただきました御意見を踏まえまして告示改正の作業に着手し、取り進めてまいりたいと思っております。今後とも種苗行政の円滑な推進に努めてまいりますので、御協力、御鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○土肥種苗分科会長 それでは、これで本日の委員会は終わりたいと思います、どうもありがとうございました。

閉 会